

金融円滑化に向けた取組み

高鍋信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいりました。

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時的措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」という。）は施行期限を迎えましたが、お客様に対する経営相談、経営指導等を通じて、中小企業・個人事業主様や住宅ローンご利用中のお客様の改善等に向けた取組みを今後も支援してまいります。

第 1 金融円滑化に向けた基本方針の概要

当金庫では、金融の円滑化に関する方針を定めた「地域金融円滑化のための基本方針」を、理事会において、以下のとおり制定しております。

地域金融円滑化のための基本方針

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
 - ・基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程の策定
 - ・金融円滑化管理責任者ならびに管理担当者の選任
 - ・金融円滑化管理部門の設置
- (2) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備
 - ・本部融資部に企業支援担当者を配置
- (3) お客様の事業価値等を見極める能力（目利き力）を向上させるための施策
 - ・業界主催の研修へ融資担当者等を派遣

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 金融円滑化における体制整備

当金庫では、金融円滑化における対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 金融円滑化管理の全般を統括する部署を（以下、「金融円滑化管理部門」という。）融資部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を「金融円滑化管理責任者」、融資部に「企業支援担当者」を配置、各営業店長を「金融円滑化管理担当者」とし、金融円滑化に係る対応状況を把握・管理することとしております。
- 2 「金融円滑化管理担当者」は、金融円滑化に係る対応状況を定期的に「金融円滑化管理部門」へ報告する態勢としております。
- 3 「金融円滑化管理部門」は、当金庫の金融円滑化に係る対応状況を一元的に管理し、定期的に理事会等に報告する態勢としております。
- 4 各営業店では、金融円滑化に係る実施状況について、記録を作成し、適切に保存することとしております。

第3 金融円滑化に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当金庫では、金融円滑化対応措置に係る苦情相談を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 当金庫では、お客様からの金融円滑化に係るご相談については、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」にて、承っております。
- 2 お客様からの当金庫の金融円滑化に係る措置・対応に対する苦情については、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」及び本部の「リスク統括部コンプライアンス担当」にて、承っております。

なお、お客様からの苦情は、「金融円滑化管理部門」と連携し、迅速且つ適切な対応をとる体制を整備しております。

第4 中小企業、個人事業主様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫では、中小企業、個人事業主様の事業についての改善または再生のための支援を適切に実施するため、以下の体制を整備しております。

- 1 経営改善支援等に対する態勢強化を図るため、「金融円滑化管理部門」に企業支援担当者を配置し、経営相談・経営指導及び経営改善に対する態勢としております。
- 2 当該中小企業者について、管轄営業店と融資部が連携し、経営改善計画書の策定支援や継続的なモニタリングの実施など、事業の改善または再生に向けて取り組みます。
- 3 経営相談、経営改善のため、当金庫職員に対し、研修会の開催や業界主催の研修への派遣など、職員のスキルアップに努めております。

第5 貸付条件の変更等の実施状況

（別表1）のとおり

(別表1) 金融円滑化法の期限到来後の中小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	841	893	927	971	1,010	1,060	1,100	1,148	1,187	1,230	1,274	1,347	1,391	1,500
うち、実行に係る貸付債権の数	782	824	873	908	948	998	1,041	1,082	1,122	1,168	1,216	1,289	1,323	1,433
うち、謝絶に係る貸付債権の数	29	29	33	34	34	34	36	37	37	37	37	37	38	38
うち、審査中の貸付債権の数	14	24	4	12	11	11	6	12	11	8	4	4	13	12
うち、取下げに係る貸付債権の数	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	133	138	143	147	153	158	159	165	166	167	170	173	174	184
うち、実行に係る貸付債権の数	113	119	123	126	132	137	138	142	144	146	149	152	152	160
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	1	1	1	1	2	1	0	0	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	16	16	16	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	20